

NGO海外活動保険のご案内

（海外旅行保険、条件付戦争危険補償特約）

特 長

海外で開発協力活動や緊急援助活動等を行う JANIC正会員専用の保険です!!

一般契約に比べて、**約55%割安**です!!

通常の海外旅行保険では補償対象外となっている内乱や武装反乱等の「**戦争危険**」に関する事故も補償することができます*!!

ご加入は年中いつでもOK!! ご加入手続きも簡便!!

*オプション

申込書をメールで送付するだけ。

保険料のお支払いは申込月の翌月になります。

事故が発生した際には緊急移送の手配等、保険会社が全面的にサポートします!!

ご加入いただく団体様ごとに補償内容、保険金額を選択できます。

【名称変更のお知らせ】

2026年9月1日より、本保険の名称を「国際ボランティア保険」から

「NGO海外活動保険」に変更いたします。

NGO海外活動保険の概要

1. NGO海外活動保険とは…

◆NGO海外活動保険とは、JANICを契約者とし、JANIC正会員であるNGO団体に働く皆さまを被保険者（補償の対象者）とする包括契約方式の海外旅行保険です。

◆JANIC会員であるNGO団体の皆さまは本保険にご加入いただくことにより、割安な保険料、戦争危険の補償、事務手続きの簡略等、多くのメリットをご享受いただけます。

POINT 02

2. 一般契約に比べて、 保険料が割安です

◆本保険は企業包括契約方式となっているため、保険料が一般契約に比べ、

約55%割引

となっています。

※保険料は保険加入実績、事故実績等により
毎年9月1日より変更となります。

POINT 03

3. 戦争危険に関する補償も 可能です

◆**条件付戦争危険補償特約（オプション）**を付帯することにより、通常は補償の対象外となってしまう内乱や武装反乱等に巻き込まれた場合の事故に関しても補償することが可能です。

POINT 04

4. 事故発生時には三井住友海上 が全面的にサポートします

◆事故が発生した場合には、**官公庁を中心に多くの海外旅行保険を取り扱う三井住友海上**が全面的にサポートいたします。

補償内容について

主な保険金の種類（特約）		保険金をお支払いする場合（概要）
傷害死亡保険金		・ケガにより死亡した場合等
傷害後遺障害保険金		・ケガにより、後遺障害が発生した場合等
疾病死亡保険金		・病気で死亡した場合 ・海外渡航中に感染した所定の感染症で、帰国後30日以内に死亡した場合等
治療・救済費用保険金		・ケガで医師の治療を受け、治療費がかかった場合 ・病気で医師の治療を受け、治療費がかかった場合 ・ケガ、病気により継続して3日以上入院し、親族が現地にかけつけ交通費、宿泊費がかかった場合等
携行品損害保険金（オプション） ※付帯されていない契約タイプがあります。		・バッグなどを盗まれた場合 ・カメラを落として破損した場合 ・空港で預けたスーツケースが壊れていた場合
賠償責任危険保険金（オプション） ※付帯されていない契約タイプがあります。		・ホテルの備品を壊してしまった場合 ・他人にケガをさせてしまった場合 ※いずれの場合も業務外の原因に限ります。

ご加入にあたっての注意事項

- ◆本ページの記載内容はあくまで概要となります。詳細は保険約款をご確認ください。
- ◆補償は自由に組み合わせて手配することが可能です。
- ◆**基本補償**として、傷害死亡特約、後遺障害特約、疾病死亡特約、治療・救済費用補償特約を セットいただくことをお勧めいたします。
- ◆その他、賠償責任補償特約、携行品損害補償特約等のご加入についてもご検討ください。
- ◆**傷害死亡補償特約は、15歳未満となる方を被保険者とする場合は、保険金額5,000万円が限度となります。**
- ◆賠償責任補償特約は、職務遂行に直接起因する賠償責任は補償の対象外になりますので、ボランティア活動中における賠償責任も補償の対象になりません。

海外における高額事故例

海外において医療機関を受診すると高額な治療費、入院費が発生することがあります。特にNGOスタッフの方々の活動拠点となる途上国の場合、現地の病院では正確な診断がつかず、先進国の病院まで移動し、治療を受けた結果、一命をとりとめたという例も少なくありません。このような場合には医療費の他に航空運賃、宿泊費等がかかります。

国名（都市名）	事故内容	治療費用・移送費用
タイ (バンコク)	脳梗塞で倒れ、現地入院。約2週間後、医師の判断に基づき、看護師付添の元、商業便（ビジネスクラス）にて日本の病院へ移送された。	5,300,000円
カンボジア (シェムリアップ)	咳、血管迷走神経性失神のため現地にて受診後、精密検査のためにタイへ移送。検査の結果、肺がんと判明。移送費、入院治療費の他、救援のために日本より家族が現地入りした際の費用（航空運賃、宿泊費）が発生した。	8,600,000円
セネガル (ダカール)	自宅周辺にて転倒し、左大腿骨転子部骨折。現地では観血的治療に問題があり、手術のために医療専用機にて日本へ緊急移送された。	47,000,000円
米国 (フロリダ)	自動車事故により医療機関へ緊急搬送。脊椎骨折のため約10日間入院。医師の判断に基づき、帯同家族と共に商業便（ビジネスクラス）にて日本の医療機関に移送された。	5,700,000円
マラウイ (リロングウェ)	ギランバーレー症候群の疑いがあり、医療専用機にて南アフリカに移送。南アフリカでの治療により容体が安定した後、日本で治療を受けるために商業便（ビジネスクラス）にて日本に帰国した。	8,700,000円
フランス (パリ)	大動脈解離により1ヶ月以上現地入院。帰国できる状態まで回復した後、医療専用機にてカザフスタンを経由し、日本の医療機関に移送された。	60,000,000円以上

緊急医療アシスタンスサービスについて

不慮のケガや病気に見舞われ医療施設への緊急移送が必要な場合などにご利用いただけます。三井住友海上では本サービスを国際的なアシスタンス会社である「ヨーロッパアシスタンス社」と提携・実施しております。

主なサービス内容

① 病院への移送

最寄りの病院へ入院する必要がある場合や、現在入院中の病院からより設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院する必要があると判断される場合には、被保険者の容態に応じて次の様な方法により被保険者を移送します。

・鉄道（寝台車を含む）・救急車・定期航空便・医療設備付小型飛行機

② 医師の派遣

必要に応じ現地へ医師を派遣します。

③ 通訳の紹介・手配

必要に応じ通訳の紹介・手配を行います。

④ 遺体の移送

被保険者が死亡された場合、遺体を移送するための手配を行います。

⑤ 親族の切符・ホテルの手配

次のような場合に、被保険者の親族（1名あるいは3名まで〔事故の状況により異なります〕、代理も可）が現地へ赴く場合、往復の切符とホテルを予約します。

イ．搭乗航空機・乗船船舶が遭難（行方不明を含みます。）した場合

ロ．事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡した、または3日以上継続入院された場合

ハ．病気により死亡された場合

ニ．病気にかかり、医師の治療を受け、3日以上継続入院された場合

費用をてん補する保険金

主なサービス

- ① 病院への移送
- ② 医師の派遣
- ③ 通訳の紹介・手配

対応する保険金

ケガの場合

傷害治療費用保険金

病気の場合

疾病治療費用保険金

治療・救援費用保険金

④ 遺体の移送

⑤ 親族の切符・ホテルの手配

救援者費用等保険金

条件付戦争危険補償特約・保険期間の延長について

OPTION

条件付戦争危険補償特約について

旅行中（海外赴任中）に、海外旅行保険ではお支払い対象外である「戦争等」に起因し被ったケガ等について、補償する特約です。

外務省の海外渡航関連情報で「**■退避勧告**」「**■渡航中止勧告**」等の情報が発出されている地域へ赴く方に付帯し、戦争リスクをカバーするものです。

赴く地域によって、リスク状況が急転する可能性もあることから、いかなる状況においても付帯できるとは限りませんので、**渡航日の7日前までにお申し込み**ください。

※重要 外務省の発出情報は随時更新されます。最新の危険情報を確認のうえお申し込みください。

EXTENSION

保険期間の延長について

海外旅行保険の保険期間の設定については、原則海外旅行（赴任）の目的を持って、住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行（赴任）期間」に合わせて設定してください。**出国日の翌日以降すなわち出国後のお引受けは出来ません。**

また、出発後、旅行（赴任）期間が変更となり、保険期間を延長せざるを得ない場合には、「**延長後の保険期間**」が**5年以内**であれば、保険期間の延長も可能です。

※延長をされる場合には、保険終了日前に保険期間の延長手続きが必要です。

当初の保険期間	延長期間	延長後の保険期間	可否
1年	2年	3年	○ 可能
1年	5年	6年	✕ 不可

上記の例の場合は、当初の保険期間が1年で延長期間は2年。その結果、延長後の保険期間は3年となり、延長後の保険期間が5年以内であることから、可能です。

例えば、延長期間が5年となると延長後の保険期間が6年となるため、不可となります。

お申し込み方法とお問い合わせ先について

お申し込み方法

1

STEP

（1）団体としてNGO海外活動保険を利用開始する場合

「**NGO海外活動保険利用開始依頼**」とメールタイトルに書いて、団体名とご担当者名、担当者メールアドレスをメールでお知らせください。

※「利用開始依頼」は初回のみ必要です。2回目以降はSTEP 2からお申し込みください。

2

STEP

（2）保険申込み

「**NGO海外活動保険申込み**」とメールタイトルに書いて、別紙「NGO海外活動保険申込書（Excelフォーム）」をメールに添付してお送りください。

- ・保険金額は、「**タイプ別保険金額表**」をご参照ください。
- ・補償内容詳細は、取扱代理店にご相談ください。

◆保険料のお支払い方法等、手続きについては、JANICへお問い合わせください。

「条件付戦争危険補償特約」の付帯をご希望される場合

申込書の通信欄に『**特約希望**』と明記し、渡航される国、および都市名、期間をご記入ください。

（同じ国でも地域の危険度によって保険料が異なります。）

「条件付戦争危険補償特約」を付帯される場合は、渡航日の**7日前まで**にお申込ください。

【申込み・問合せ先】

下記2つのアドレスに**同時に**送付ください。

hoken@janic.org（JANIC）

hoken@kayu.co.jp（取扱代理店・霞友サービス）

ご照会先

＜JANIC窓口＞

特定非営利活動法人
国際協力NGOセンター
保険担当

〒108-0014
東京都港区芝4-7-1
西山ビル4階 mingle内

TEL:03-6435-2945

MAIL:hoken@janic.org

＜引受保険会社＞

三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部公務室
担当：小島・岩前

〒103-0027
東京都中央区日本橋3-5-19

TEL:03-6877-5182

FAX:03-3277-9023

＜取扱代理店＞

株式会社霞友サービス
担当：江川

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-16-17
虎ノ門センタービル10F

TEL:03-3592-6292

FAX:03-3592-6293

MAIL:hoken@kayu.co.jp